

新潟市告示第168号

新潟市北区文化会館使用料徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、新潟市北区文化会館使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年4月1日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
(共同事業体名)  
NK S・ハピスカとよさか共同事業体  
(代表団体)  
新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号  
株式会社NK S コーポレーション  
代表取締役社長 吉田 琢哉  
(構成団体)  
新潟市北区嘉山488番地3 新潟市豊栄総合体育館内  
特定非営利活動法人総合型地域スポーツクラブハピスカとよさか  
理事長 高橋 靖
- 2 徴収事務を行わせる歳入  
新潟市北区文化会館使用料
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日  
令和7年4月1日
- 4 徴収事務を委託した日  
令和7年4月1日
- 5 徴収事務を行わせる期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで